

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度札幌市宿泊施設バリアフリー化補助事業相談等業務
発 注 課	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選 定 事 業 者	一般社団法人北海道建築士会札幌支部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、「札幌市宿泊施設バリアフリー化補助事業」の申請を予定する事業者が、整備内容の検討段階で、バリアフリー改修を多く手掛ける建築士からの的確な助言を受けることにより、効果的な改修事例を創出することを目的とする事業であるが、事業の実施には、規模や業態等、多種多様な補助対象施設のバリアフリー整備に関する専門的な知見を有する建築士が相談員として従事することが必要であり、そうした人材を選定し安定的に確保できることが不可欠である。</p> <p>当該団体は、建築士法第22条の4に基づき「建築士に対する建築技術に関する研修並びに指導等を目的とする団体」として設置され、建築技術に係る調査研究、普及指導の知識と経験を備えた人材を有し、規模や形態等、多種多様な施設の改修相談への対応が可能な本市唯一の団体である。また、過去に本業務と類似の業務の履行実績も有する。</p> <p>以上により、上記事業者以外では本業務の目的を達成することができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号